

蒲郡市国民保護協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の定員
会議における傍聴人の定員は、20人とする。
- 3 傍聴の申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。
なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開会予定時刻の45分前から受付場所で開始し、会議開始の15分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に傍聴を希望する者が定員を超えた場合、申込者の中から、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 傍聴証等の交付
傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴に関する注意事項（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。
傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、会長が認めた時に入室し、傍聴に関する注意事項を遵守するものとする。
- 6 傍聴することができない者
次のいずれかに該当する者は、傍聴することができないものとする。
凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
酒気を帯びていると認められる者
児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。
ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴においては、次の事項を守らなければならない。
みだりに傍聴席を離れないこと。
帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
飲食又は喫煙をしないこと。

会場における言論に対して、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないこと。

私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないこと。

その他会議を妨害するような行為をしないこと。

8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。

ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

9 会長の指示

会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命じることができるものとする。

10 施行年月日

この要領は、平成18年11月28日から施行する。

(様式1)

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

蒲郡市国民保護協議会会長 殿

本日開催される貴会議の傍聴を申し込みます。

住所

氏名

年齢

(様式2)

蒲郡市国民保護協議会傍聴証

平成 年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(別紙)

傍聴に関する注意事項

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 事務局が配布する傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 みだりに、傍聴席を離れないでください。
- 3 帽子、外とうの類を着用しないでください。
- 4 携帯電話及びポケットベルの電源を切るようにしてください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明したりしないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用しないでください。また、張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなどの示威的行為をしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないでください。
- 9 その他会議を妨害するような行為をしないでください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。